

平成28年第7回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年4月8日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 練馬区立学校における組体操の取扱いについて

3 報告

- (1) 教育長報告

平成28年度小学校移動教室および知的障害学級宿泊学習の実施について

平成28年4月1日付け練馬区立学校の教職員の異動状況について

その他

i その他

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時29分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	吉 川 圭 一
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	田 中 裕 太
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから平成28年第7回教育委員会定例会を開催する。

案件に入る前に、この4月に異動のあった教育委員会事務局の管理職員等を紹介する。

教育長から教育振興部長を紹介

各部長から課長を紹介

教育指導課長から統括指導主事および指導主事を紹介

教育長

今年はいつになく大勢の異動があった。よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情10件、協議1件、教育長報告2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校における組体操の取扱いについて

教育長

次に、協議案件である。協議(1)練馬区立学校における組体操の取扱いについて。この協議案件については、本日新たに提出されたものである。それでは、資料の説明をお願いします。

教育振興部副参事

資料に基づき説明

教育長

各委員におかれては既にご承知のことと思うが、マスコミなどでこの組体操の問題については昨年来かなり取り上げられている。国や東京都も、この間、有識者の意見も聞きながら考え方をまとめてきたところであるが、一定程度、国や都の方向性が出たということ踏まえて、練馬区教育委員会としても学校保健安全法に基づき、子供たちの安全を確保するための措置を講ずる必要があると考えており、教育委員会に今日、この組体操に関する方向性、方針を案として示させていただいた。ぜひご議論いただき、各学校に示していきたいと思っているので、よろしく願います。

それでは、今の資料の説明について、ご質問、ご意見があればお出しいただきたい。どうぞ。いかがか。

安藏委員

練馬区教育委員会の方針ということで、今、案をお聞きしたが、方針案の(3)番で、結局「大きな事故につながる可能性がある技については、実施しない」という記載をされている。しかし、この「可能性のある技」という点が少し具体性に欠けていて、どのレベルでこれに値するのかということが、ここからでは読み取りにくいような気がした。スポーツ庁からの通知でも、タワーやピラミッドなどの児童生徒が高い位置に上る技、一人に多大な負荷がかかる技などが、大きな事故につながる可能性のある組体操の技として挙げられて、これが危険だということを指摘されているわけである。

それと同じ形でいくと、区の方針案もピラミッドやタワーがその項目に当てはまってくるのかという感じもしないではないのだが、受け取る側によってはなかなか判断がしづらいと思った。

教育長

この、「大きな事故につながる可能性がある技」の内容について、その前段で少し触れているとは思うのだが、もう少し補足をしてもらえるか。

教育振興部副参事

各技については、同じ名称であってもいろいろな形がある。例えば、ピラミッドについては、1人ずつが組み合わさって高さを上げていくようなピラミッドもあれば、複数の土台をつくり形づくっていくようなピラミッドもある。ピラミッドの大きさも、当然6人できるものや、一番少数でできるピラミッドは3人できるピラミッドまでである。

また、さまざま報道等で取り上げられているような技としては、10段というような形で示されているピラミッドもある。10段になると当然それだけの人数が必要になってくる。何をもちいて段数とするかで、かなり変わってくるわけだが、例えば正面から見て7段だとしても、四角錐のような形になると55人必要になるというようなピラミッドもある。そこで一律にピラミッドと言っても、どのようなピラミッドかということまで示していくとなると、なかなか難しいのではないかという判断で、このような「ピラミッドやタワー等において」ということで、2点、大きなところを示させていただいた。

教育長

要するに、一部の児童生徒に多大な負荷がかかるとか、あるいは複雑な構造によって書いてあるということは、それなりに高いものを想定しているということなのだろうか。

教育振興部副参事

今、教育長からあったように、例えば10段で複雑に組むような技になると高さが7メートルぐらいになると言われている。その高さを競い合うようなものがももとの組体操の趣旨ではない。であるから、そこを学校の実態等を踏まえて、その複雑な構造で一部の児童生徒に負荷がかかるような技については取りやめるという形で示させていただいているところである。

外松委員

別紙2の裏にある都立学校長宛ての文書だが、その記書きの1番では、平成28年度は原則としてピラミッドとタワーについては不可抗力によるけが等の危険性が高いことから休止するとなっている。そうすると平成28年度は都立学校は行わないと、この文章からは読める。東京都では都立学校に対してはそのように出しているけれども、練馬区では、今、提案があったとおり、学校の実態に合わせて取り組んでいこうと現在考えていると捉えてよろしいか。

教育振興部副参事

今、委員からあったように、都立学校は休止ということを示している。東京都においては体育的活動における安全対策検討委員会というものを昨年度から実施している。その中では最終的な結論は出ず、今年度も検討委員会は引き続き行われるというように聞いている。その中で都立学校が休止するものとして、ピラミッドとタワーを示しているが、スポーツ庁については休止ということは示していない。東京都教育委員会からも、各地域の特性や学校の実情等を踏まえて安全対策に努めるということが示されている中で、練馬区においては休止という形にはしていない。先ほどお話ししたとおり3人でもピラミッドはできるが、その3人でもけがをすることは、当然、可能性としてはあるので、その安全対策を講じた上で計画を立て、そして実施をしていただきたいと考えている。

教育長

都立高校ではどの程度行っているものなのか。練馬区のように中学校の半分、小学校のほとんどが実施しているという感じなのだろうか。

教育振興部副参事

都立学校としては253校の高等学校、中等教育学校、特別支援学校があるが、その253校中23校で組体操を実施していると聞いている。高校で7校、中等教育学校で

2校、特別支援学校で14校と聞いている。

教育長

とても少ない。だから、ほかの学校で行っていないのだから休止してもよいだろうという流れも、確かに考えられる。

坂口委員

多分、都立学校は高校生が中心だと思う。都立学校の小学生もいるのかもしれないが。そうすると、練馬区の小学校のほとんど全部が取り組んでいるということは、やはり、小学校の子供たちにとって、この組体操という経験は教育の中において、あるいは体力づくりや集団との連携などに非常に効果があると学校現場で見ているからではないかと思う。この組体操というものは、高さや危なさを競うものではなく、運動会の際のハイライトである。保護者や子供も、頑張ったことをお互いに認め合えるというプログラムなので、多分、練馬区は小学校全てが取り組んでいたと思う。私は、都立が少ないのは幼い子供ではなく、高校生が多いからだと思う。

教育長

ほかに、いかがか。

安藏委員

少しわからないのだが、要は、今の55人クラスのピラミッドや、高さを持つ技を行うという想定はこの文章から考えられるのか。状況がそろえば行ってもよいのか。

教育長

そういうことだ。

教育振興部副参事

方針案の(3)に示しているところであるが、一部の児童生徒に多大な負荷がかかる技と言っている。その負荷がかかる技はさまざま報道等でも示されている。ある報道によると、四角錐のような複雑なピラミッドをつくった場合に、一番下の土台になる子供の後方側に200キログラム程度の負荷がかかるということも言われている。そのようなことも含めて学校には示していきたいと考えている。そこから考えたときには、このような複雑なピラミッドというものは今は考えられないのではないかと、この方針からは学校長は捉えるのではないかと考えている。

教育長

この(3)によって、崩れた際に子供たちの安全が確保できない、あるいは一部の子供たちに多大な負荷がかかるものについては、実施をしないとこの後半は言っているわけだ。それは明確に言っているわけだ。

教育振興部副参事

先ほど申し上げた四角錐のようなピラミッドの場合、真ん中に当然子供がいるわけである。一番上に立つ子供から真下を見たときにそこに子供がいる。ある報道では、そのようなピラミッドが崩れる場合には周りから各教員が一斉に子供たちを真ん中に押すことで、崩れないようにすると言われている。しかし、現状として、そこで子供を押したからといって、小学生の場合、崩れる可能性が高いと考えるので、その中にいる子供を助けられないという状況があるのであれば、その技については実施をしないというように考えている。

外松委員

今、お話ししていただいているとおり、やはり(3)番についてはやや具体的な事例を示していくことが非常に大切かと思う。やはり文言だけだとそれぞれいろいろな受けとめ方もある。今説明があったように後方の児童に200キログラムぐらいの負荷がかかるなど、このような危険な例があったと、より具体的なことを示すことはとても参考になることだと思うので、ぜひそのような具体的な例をお話しいただけたらと思う。

教育長

これを示すときには、補助資料のようなものをつけたほうがよいというご意見である。ほかに、いかがか。

長島委員

この方針(案)の中には、具体的な数値や禁止事項はないので、裏を返せば現場に任せるということになると思う。禁止すると全くできなくなってしまうので、もちろん注意義務は怠らないように先生方のサポートも十分に考えて行ってほしいという思いのようなものがここにあるような気がする。今、外松委員がおっしゃったように、私自身は禁止するのではなくて、このようなところに注意をしてほしいということを感じていただきたい。また、小学校で11件の骨折があったということだが、具体的にはどの技で骨折があったかはわかっているのか。

教育振興部副参事

具体的に組体操の中のどの技というところは統計的には出ていない。しかし、こちらで国の資料等を参酌すると、ピラミッドの場合は土台のほうで事故が多い、またタワーについては上段のほうからの事故が多いというように捉えている。

長島委員

(5)番が練習中にとあるが、練習も含めて、本番の際に発生した事故についても具体的なデータがあれば、来年以降、禁止する必要が出たときに誰もが納得すると思うのだが、今の状況だと、この都の800件という数も、多分どのような競技で具体的にどのような状況でけがが発生したのかということが見えていない気がする。その辺の報告も、事後にはなってしまうが義務化するような形をとっていただくと、また来年以

降変わってくると思う。

教育総務課長

学校における事故やけが等の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を申請していただく。しかし、この申請の中には、今、委員からご提案いただいたような細かいことまでは書くようになっていない。したがって、現時点では大ざっぱな状況なのだが、組体操のどこにいたかなどの細かい状況はわからない。今後、この申請をしていただくときに、何か書式を新たにつくり、もう少し詳細なデータをとれるような工夫はしていきたいと考えている。

長島委員

けがが起きたときに学校の先生にもそういった書式をもって全部埋めていただくようにすれば、具体的なデータが集められる。どのような競技でどういった状況だったか、何番目の子供か、どこにいた子供かということが、それこそ図示して、分析できるようなデータを集めていくことも、今まで行っていなかったと思う。そういったことを行っていくことで、今後やるべきかやらざるべきか、どの技が危険なのか、単純に高いから危険なわけではなくて、組み方が悪い場合もあると思うし、そういったことが見えるような情報を積み上げていく必要があるという印象である。

教育長

ありがとう。

ほかに、いかがか。ちなみに、体育の授業などにおける骨折は、1年間にどのくらいあるものなのか。

教育振興部副参事

昨年度の運動種目別骨折の件数を見ると、器械運動、また、陸上競技、球技、武道、それからその他というような形、さらに組体操を含めた準備運動中の事故等を含めて、小学校は106件、中学校は224件の骨折が報告されている。

教育長

合計で330件だということか。

教育振興部副参事

はい。

教育長

結構、骨折事故は多いようだ。特にそのうち重篤な、重篤というのは要するに後遺症が残るものはあったのか。

教育振興部副参事

そのことについては、こちらでは報告を受けていない。

教育長

私の記憶でも、去年はなかったような気がするのだが。

教育振興部副参事

重篤な事故については、教育指導課にも報告をいただくわけだが、そこではこのけがによって、その後の生活に何か大きな支障が出るというようなものはなかったと思っている。

教育長

あともう1点だが、東京都は休止という措置はとったけれども、一律の禁止はしなかったわけだ。国も一律禁止をしなかった。この組体操の問題については、報道等によると、例えば千葉県の市などは軒並み禁止をしたり等、禁止という言葉が結構飛び交っていたと思う。そのような中で、あえて国も東京都も一律の禁止をしなかったということには、何か背景のようなものはあるのか。

教育振興部副参事

今、教育長から話があったとおり、千葉県の柏市と流山市では組体操を廃止したというような形で報道では示されている。また、大阪市ではピラミッドとタワーの禁止、そして愛知県の長久手市ではピラミッドは4段までとされた。東京都でいうと、大田区ではピラミッドは5段、タワーは3段、ほかの区でも幾つかそのような形で出しているところがある。

ただし、組体操については、冒頭に話をさせていただいたとおり、2人で組めばもう組体操であると、組体操自身は定義されると捉える。そうなると、当然、1つの演技種目等を全て禁止にしてしまうというような状況になるということが考えられる。

であるから、今問題となっているピラミッドやタワーだけは禁止をしようというような自治体が幾つか出ている状況だと捉えている。

教育長

逆に言うと、国や都も一律に禁止しなかったということについては、やはりその教育効果というものも一方ではあると、先ほど坂口委員もおっしゃったが、そういうことも一方ではあるということも踏まえて、国も都も一律禁止にはしなかったと思っている。そのようないろいろな状況があるということだと思う。

ほかに、いかがか。

長島委員

この組体操による事故は近年増えているのか。

教育振興部副参事

本区のデータを捉えると、骨折の件数については、過去5年間の中で12件が最も多いというわけではない。平成23年度に21件の骨折があったということは報告がある。平成24年度は11件、それから平成25年度が17件、平成26年度と平成27年度12件という形で、件数としては、大体この十何件というような形で推移してきている。

教育長

ここにきて増加しているということではない。

教育振興部副参事

はい。とりたてて近年増えているというわけではない。

長島委員

都でも、例年700件と、とても曖昧である。その禁止した柏市にしても、けがや事故の件数はずっと数値的にはそんなに変わらないにもかかわらず、とりたてて今年「もう、このような危険なものはやめよう」ということでなくなってしまったのか。それとも、もうほんとうに子供の体力が弱ってきて事故が急増中だということをやめたのか。そのようなデータはあるか。

教育振興部副参事

今、委員がおっしゃったようなデータについては、ないという状況である。しかし、組体操について、やはり、致命傷になるような事故が国のデータを見るといくつか挙げられている。昭和46年から国はデータを示しているが、その中には死亡事故に至った例もあるし、また、下肢切断や、それから上肢も切断というデータもある。そういうような事故があったということも報告としてはある。ただし、それがこの過去何年間にずっと増えてきているというわけではないと伺っている。

長島委員

ということは、ある1つの事故が目立ったことによって、禁止になったということになるのか。

教育振興部副参事

近年、インターネット等でさまざまな組体操についての配信がされるようになったことは1つあると思う。形だけ配信されるようなもの、そして、こうすれば組体操はできるというような書籍も示されており、過去に、例えば今から20年ぐらい前に私も組体操を指導していたが、そのようなときにはなかったような技が、今、増えてきているという現状がある。そうしたことで、技だけが先行して、教員が見られるような状況、また一般の人が見られるような状況になり、それが巨大化してきたということは背景としてであると認識している。

長島委員

ということは、子供が体力的に弱ってきたということではなく、社会的な背景によるということか。我々の世代から、先ほど昭和46年とおっしゃっていたが組体操はずっとあった。なぜ今まで禁止されなくて、ここへきてどうして突然禁止なのかという疑問も非常にある。情報が流通するようになって問題視されるようになったという背景によるもので、現状は全然変わっていないということだとすると、ほんとうの意味で、もし禁止する場合はかなり検証していかないと、それこそけがをすることは一切できなくなってしまふような気はするのだが。

教育振興部副参事

今、委員から話があったとおり、確かに昨年度の点検・評価でも体力の向上については課題があると意見をいただいている。子供たちの体力については、体力テストというものは一面的な見方ではあるけれども、その数値がなかなか向上していかない。昭和50年代から体力は低下傾向にあり、近年、若干だが小学生については伸びてきたという状況がある。ただし、筋力や筋持久力についてはまだまだ課題があると認識している。

であるから、組体操を行うに当たっても、やはりその児童生徒の体力の現状をしっかりつかまないと、どのような組体操を行うのか、どの技を選ぶのかということについても、やはり大きな課題が残ると捉えている。

であるから、禁止するにしても、子供たちの体力の実態、そして教員の指導体制がどう図られるかということ、校長がしっかり踏まえた上で判断をしていく必要があると捉えている。

長島委員

もちろん、今、おっしゃっていたように、先生方の教え方というか能力の問題はある。結局、やめるかやめないか、やめてしまうのであればそれで終わってしまうのだが、やめないのであれば事故がないようにしていけばよい。事故が起こる原因としては体力がなかったり、指導が甘かったり、管理が甘かったりという問題があるのだが、そこを詰めていけばよいと思う。

6年生で組体操を行うのであれば、4年生、5年生から組体操を見据えた体力づくりを行うなど、極端だがそういった考え方で事故を減らそうということも非常に説得力がある話だと思う。何かそのような視点、先生だけではなくて子供たちの体力もけがが起こらないように、耐えられるような体力をつくっていこうという方向性のほうがずっと前向きでよいと思う。

教育長

ありがとう。

外松委員

同じようなことを言いたかったのだが、練馬区では、小学校は全部の学校で取り組ん

でいると先ほど話があった。運動会を考えると、今、半数ぐらいが春に実施している。そして、春に実施していても今まで組体操に取り組んできているわけだから、多分、現場では、今、長島委員から話があったように、もっと前の前の学年から体力づくりということ意識して取り組んでいるのではないかと推察する。だが、ここにきて、また改めて世間一般的にも組体操の危険性が叫ばれているわけなので、さらにしっかりと体力づくり、体力の向上というところをほんとうに肝に銘じて、そこに照準を合わせて組体操も事故なく、よい技を例年取り組んでいけるように、何か総合的に捉えていただけると、いろいろなことが個々ばらばらでなくつながっていった大変よいのではないのかと思う。よろしく願います。

教育長

いろいろ意見が出た。ほかによろしいか。

安藏委員

あと、考えなければいけないのは、体力があれば事故が起きないかということ、そうではないと思う。一瞬のバランスの崩れなどで大けがにつながるということがある。同じけがをしても低いところから落ちて骨折する度合いと、高いところから落ちてけがをする事故のリスクというものは、やはり、起きたときの度合いが違うので、そのところを考えないと、起きた後でいろいろ言っても大変な問題になると思う。ある程度、高い段数でバランスが崩れたとき先生方が何人フォローできる体制があるなど、その辺の総合的な計画がもちろん大切だと思う。学年でいくとそれぞれのクラス担任の先生が1人で、あと何人補助が入ってくるかわからないが、わりあい高さがある場合には、1人の先生という人手ではとてもフォローできないのではないか。その辺を十分考慮した上で計画していただければと思う。

教育長

ありがとう。

大体よろしいか。いろいろのご意見をいただいたので整理するが、まず今日示された方針(案)の(3)番に、「大きな事故につながる可能性がある技」という表現がある。これについては、どのようなものがその「大きな事故につながる可能性がある技」なのかということについて、もう少し具体的な情報を学校に、この文書とは別にでも構わないので、ぜひ提供して判断の材料にもらったほうがよいだろうという意見がまずあった。

それから、骨折の対応である。骨折の状況についても、もう少し詳しくわかるような情報収集のあり方を検討し、それを分析することによってその骨折を防ぐ、そのような重大事故を防ぐという対策もとれるのではないかと。したがって、そのようなもう少し詳細な情報収集を工夫してほしいという意見があった。

3点目は、組体操に向けて学年を超えた十分な準備、要するに体力づくりについて学校も十分意を用いて行ってもらいたいという意見があった。

これは組体操に限らず全ての運動活動に対して、学校が安全確保を徹底していくとい

う、今回はそのよい契機にしてもらいたいということだと思ふ。であるから、どのようなことでも、運動だけではなく、例えば移動教室や校外授業というところでも事故は起きている。だから、そのようなことも含めてどのようなときに事故が起きるのかという危機管理を、改めて運動活動、体育活動をベースにしながら、ぜひ改めて考えてもらいたいという、今回のことについてはその契機にしてもらいたいということだと思ふ。

いずれにしても、体力向上と安全確保の徹底という2つのことを、教育委員会としては改めて学校にはしっかりと伝えていきたいと思ふている。これは校長会などでこれから発信をする際には、そのような意見があったということもつけ加えてぜひ学校に伝えていきたい。

この問題については、また1年行ってみて、改めてどうだったのかという検証もしながら、来年度以降、また新たな方針を出す必要があればためらわずに出していくという形にしていきたいと思ふので、よろしくお願ひする。

そのようなまとめでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのような形でよろしくお願ひする。いずれにしても、この問題については今回はこれで終了させていただく。

(1) 教育長報告

平成28年度小学校移動教室および知的障害学級宿泊学習の実施について

平成28年4月1日付け練馬区立学校の教職員の異動状況について

その他

i その他

教育長

次に、教育長報告である。今日は2件ある。まず、番について資料2が出ているので、説明をお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この4月から3学期制になったが、そのことによって例えば6年生の泊数が減ったということではなく、工夫によって従前の泊数を確保しながら、今年度についても5月から予定どおり移動教室を実施するという報告をいただいたところである。

ご質問、ご意見はあるか。

外松委員

この移動教室の实地踏査というものは、どのように行われるのか。

教育総務課長

实地踏査については、先ほどの移動教室対策委員会のメンバーの中で方面を分担する。その校長先生方と教員の方、それから私どもの課の学校保健係の職員が現地に行き、実際の移動教室、2泊3日なら2泊3日の中の行程を全て確認するという形で行っている。

教育長

よろしいか。

外松委員

わかった。

教育長

实地踏査は大変である。

外松委員

では、そうすると、その代表の先生方が行ってくださって、その報告をもとに各学校でいろいろと、またプランを立てていくと考えてよいか。

教育総務課長

実踏の中には教員もおり、その先生方も含めてプランをつくっていく。基本的なプランのパターンというようなものはあらかじめ決めていくが、実際に行ったときには、各学校で若干の工夫をしながら行っている。

ただし、行ってはいけないような場所は決めてあり、それについては行かないようにということできちんとお知らせして、組んでいただいている。

教育長

実踏へ行ったときには、ぜひ危機管理をベースに考えてもらいたいと思う。山方面と海方面がある。山方面については、土砂崩れや豪雨による道路の寸断があったことを想定して、どのような回避行動ができるか。海の場合は、当然のことながら津波である。地震があつて津波が襲ってきたときどこに逃げるのかということも含めて、危機管理をしっかりと实地踏査で見えてきてほしい。それはぜひお願いする。

教育総務課長

はい。

教育長

ほかに、いかがか。

一般の方々も使う施設であり、今回は土曜日実施にしているが、一般の方々の利用に影響がないかと心配しているのだが、その辺はどうか。

教育総務課長

土曜日は帰る日になっているので、午前中には施設から出てしまうため、一般客には影響はない。

教育長

わかった。では、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の 番について資料3をよろしく願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

新任の教員が多くなるということで、研修もまた同時に行っていかななくてはいけないのだが、130人を超えた新任教員はやはり多い。

坂口委員

先生方は全部で何人いらっしゃるのか。

教育指導課長

今年度は2,449人である。

坂口委員

このうちの150人ぐらいが新しく先生になるということである。若い先生なのか。

教育指導課長

ほとんど若い先生である。

教育長

大学を卒業したばかりの若い先生がほとんどである。

坂口委員

その先生たちがきちんと定着してというか、あまりメンタルで悩まないで、先生としての力を発揮していただきたいと思う。

教育長

そうである。それでは、よろしいか。
案件は以上である。その他の報告は何かあるか。ないか。事務局はないか。
なければ、委員から何かあるか。

外松委員

卒業式が終わり、そして入学式も終わったわけだが、例えば、式に参加できなかった児童生徒がどのくらいだったのか、また、入学式には進級して参加できているのかなど、不登校的な児童生徒の様子が、もし今の時点でわかれば教えていただきたい。

教育長

わかるか。

教育指導課長

卒業式に参加できない児童生徒は、残念ながらいる。各学校とも、時間を変えてその子供の登校を促して卒業証書を渡したり、それから、通知表等も個別に渡しに行くなどの対応をしている。

入学式についても、家庭の事情等で参加できない児童生徒もいるわけだが、やはり所在が確認できないと当然学校は心配なので、その確認をするとともに、少しでも早く教室に来られるように対応しているところである。

外松委員

わかった。そのような児童生徒たちは、大体例年どおりの数なのか。大幅に増えているかはわかるか。

教育指導課長

数は把握していないのだが、今後、不登校対策ともやはり関連するところなので、把握していきたいと考えている。

外松委員

わかった。特に不登校などの児童生徒のことを何とかしていかなくてはいけないと、教育長が日ごろおっしゃっているの。また委員会でもその辺は取り組んでいけたら、と思う。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。よろしいか。
それでは、以上で第7回の教育委員会定例会を終了する。